

令和8年度東京都税制調査会
第2回 小委員会

【テーマ1】

個人所得課税の在り方

令和8年6月30日

「個人所得課税の在り方」目次

資料名	頁
「個人所得課税の在り方」に関する論点	1
個人事業税について	2
法定業種	3
法定業種の変遷	4
個人事業税の性質について（課税客体、課税根拠）	5
個人事業税の性質について（二重課税関係①）	6
個人事業税の性質について（二重課税関係②）	7

論点

個人所得課税について、経済活動の多様化・複雑化が一層進展している中、今後どう在るべきか

<有識者ヒアリング>

- 実務面から見た所得の多様化・複雑化を踏まえた個人事業税の認識について
 - － 個人の所得税確定申告書の作成手順と所得区分の判定 税理士 木南誠 氏

<検討項目>

- 個人事業税の課税方式の見直し
 - － 職業や業種の選定等の実務的な困難性を踏まえた、課税対象事業の限定列举廃止の必要性
 - － 限定列举廃止に伴う、公平かつ簡素な制度の在り方

- 個人事業税は、法人事業税と同様に、事業そのものに課される税であり、個人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。
- 個人の行う第1種事業（物品販売業、製造業等37業種）、第2種事業（畜産業、水産業及び薪炭製造業）及び第3種事業（医業、弁護士業等30業種）に対しその事務所等が所在する都道府県が課税。
- 課税標準は、前年中の不動産所得及び事業所得（原則として所得税の課税標準である不動産所得及び事業所得の計算の例により算定）。
- 税率は、業種別に3～5%で設定。事業主控除（290万円）等各種控除がある。

注 総務省HP、（財）地方財務協会 自治省府県税課編 平成7年5月発行『事業税逐条解説』23-24頁、地方税法第72条の2、同条の49の12、14、17より作成

【税込規模】 <令和6年度決算（見込）額 東京都609億円 全国2,406億円>

$$\boxed{\text{納税額}} = \left(\boxed{\text{不動産所得及び事業所得}} - \boxed{\text{事業主控除等}} \right) \times \boxed{\text{業種別税率 (3~5\%)}}$$

※ 前年分の所得税の確定申告書を提出した場合などには、申告不要。

注 東京都主税局HP「都税統計情報」、総務省HP「地方税収入決算見込額」より作成

【各区分の課税人員（R6）】

（ ）は東京都分

全事業計

111万人

(19万人)

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	—
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	—
		運送業	旅館業	遊技場業	—
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	—
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装飾師業

第1種
87万人
(14万人)

第2種
0.2万人
(0.0万人※)_(※8人)

第3種
23万人
(6万人)

第3種（あん摩等）
0.7万人
(0.2万人)

(地方税法第72条の2第3項、第8項、第9項、第10項、地方税法施行令第10条の7、第12条、第14条)

注1 東京都主税局HP、総務省HP「令和6年度道府県税課税状況等に関する調」、東京都HP「令和6年度東京都税務統計年報」より作成

注2 課税人員数は千の位を四捨五入した値。端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

法定業種の変遷

- 昭和23年地方財政委員会事務局長依命通達では、「あらゆる事業を課税の対象とするためあらたに事業税を設けることとした」とされているが、平成19年の改正以降、個人事業税における法定業種の見直しは行われていない

昭和30年	第1種事業の請負業からクリーニング業を分離し、第3種事業にクリーニング業を追加。
昭和32年	第1種事業の公衆浴場業を改め、第3種事業に公衆浴場業(政令で定める公衆浴場業を除く。)を追加。 第3種事業で理容業から美容業を分離。
昭和38年	第3種事業に不動産鑑定業を追加。
昭和39年	第1種事業の「あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の眼力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。)」を、 「あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業(両眼の眼力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。)」に改称。
昭和43年	第3種事業に社会保険労務士業を追加。
昭和50年	第2種事業の水産業に(小規模な水産動植物の採捕の事業として政令で定めるものを除く。)を追加。
昭和56年	第1種事業に不動産貸付業と駐車場業を追加、第3種事業にコンサルタント業とデザイン業を追加。
昭和59年	第1種事業の無線通信放送事業を電気通信事業(放送事業を含む。)に改称。
平成元年	証券業、ガス供給業、自動車道事業、運河業、さん橋業、貨物陸揚場業、養蜂業を削除。
平成9年	第1種事業に保険業を追加。
平成19年	第3種事業から助産師業を削除。

➤ 個人事業税の課税客体

個人が行う第1種事業、第2種事業、第3種事業

生活関係が複雑であり、所得の源泉が多種多様であるため、個人の行う事業と言ってもその認定に当たって混乱を生ずる恐れがある等の理由から、課税客体となる事業を具体的に列挙している。

➤ 個人事業税の課税根拠

事業を行うという事実に着目して事業そのものを課税客体として課する税。

事業は、道路、港湾、橋りょう、公衆衛生施設その他の都道府県の施設を利用し、又はこれらの行政サービスを受けてその活動を行っていることから、これらの設置や行政サービスに必要な経費について 応分の負担を求めているのが事業税である。したがって、事業税は応益原則に基づく税である。

※「事業」の意義・概論

「事業」とは、広い意味における資本を基礎として利益を得る目的、継続的に行う行為の結合体（第一種事業及び第二種事業）及び一定の資格、技能、要件に基づいて利益を得る目的で、自らの創意と責任においてその業務を処理する行為（おおむね第三種事業が該当する）をいう。

個人事業税の性質について（二重課税関係①）

- 個人事業税は、所得税や個人住民税と同様に所得に対して課せられる税であるが、二重課税ではないとされている

	個人事業税	個人住民税（所得割）	所得税
課税主体	都道府県	都道府県 市町村	国
課税標準	事業所得 （各種控除額を除く）	総所得金額等 （各種控除額を除く） ※所得税に係る課税標準の計算の例によって計算	総所得金額等 （各種控除額を除く）

注 東京都HP、総務省HP、財務省HP等より作成

所得税との関係

個人事業税の課税標準である所得から事業主報酬部分を控除しなくても、このことから直ちに事業税の本来の性格ないし課税根拠に反するとまでいえないことは前述のとおりであるところ、所得税が所得そのものを課税対象とするのに対し、事業税は、事業を課税対象とし、法人ないし個人が行政サービスを受けながら事業活動を営んでいる事実に担税力を見出し課税するものであるから、事業税の課税標準としての所得は、法人ないし個人の事業活動を通じての行政サービスの受益量の指標として把握されているものというべきであつて、両者の課税標準が同じ所得であるとしても、その意味を異にするのであつて、これを二重課税ということはできないからこの点に関する原告らの主張も採用できない。

注 昭和57年5月31日東京地裁判決 昭和52（行ウ）91 事業税賦課決定処分取消請求事件より抜粋

住民税との関係

個人の道府県民税は、道府県の区域内に住所あるいは事務所又は事業所等を有する者と道府県との応益関係に着目して道府県の経費を分担させようとするものであり、いわば会費的性格を有する租税である。また、人の所得能力に着目してすべての所得に課税する人税である。

事業税の課税標準としての所得は、法人又は個人の事業活動を通じての行政サービスの受益量の指標として把握されているものというべきであり、両者の課税標準が同じ所得であるとしても、その意味を異にしている。事業税の課税標準として何が適当であるかは、財政上の理由、経済の状況、租税政策等から決定されるのであるから、現行税制上たまたま個人事業税が個人の事業の所得に対して課せられているということをもって、二重課税であるということにはならない。

注 川村栄一「地方税法概説（平成21年5月刊行）」139-140頁より抜粋

個人事業税の性質について（二重課税関係②）

○ 住民税と事業税の二重課税について（学説）

住民税と事業税を併存させつつ、一方では住所地、他方では事務所所在地に排他的に課税権を配分する地方税法の建付けは、地方団体間の課税権の競合が生じるのを未然に防ぎ、納税者が複数地方団体で納税することや二重課税排除のための労力を費やす手間を省いているだけでなく、定型的な受益の性格の違いを反映した課税権の配分を行っているともみることができないか。これは、国際課税における源泉地課税・居住地課税の競合、二重課税排除措置といった枠組みとは異なる、特徴的な課税権配分のあり方だとみうる。このような課税権の配分のあり方は、複数の税が課されることによって税負担が過重にならない限度で一定の合理性を有するだろう。

注 （一財）地方財務協会『地方税（令和8年2月号）』論評 長戸貴之 住民税と事業税における「応益性」と課税権の配分に関する一試論より抜粋

○ 住民税と事業税の二重課税について （デジタル化・グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会 報告で示された主な意見）

個人住民税との二重課税問題について、これから議論していく上で、そもそも二重課税があるという発想に立つのか、ないという発想に立つのかは整理しておく必要がある。個人的には、事業税は物税かつ事業そのものに担税力を生み出すもの、住民税は人税かつ経済力に担税力を生み出すものという点で、全く性格の異なる税という整理も可能と考えている。

注 （一財）自治総合センター「デジタル化・グリーン化時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書」（令和8年3月）より抜粋

○ 住民税と事業税の二重課税について（判例）

個人事業税は、個人が行う「事業」に対し、「所得」を課税標準として、都道府県が個人に課す収益税である（地方税法72条の2第3項、1条2項）。事業税は、「事業」を課税客体とし、事業そのものに経済価値を認め、そこに担税力を見だし、課税するものである。また、事業税の基礎にある考え方は、事業は、地方公共団体の各種の行政サービスを受益し、また各種の行政サービスの原因を作り出しているから、住民税とは別に、それに応じた負担をすべきであるというものであるとされている。

注 令和3年1月28日大阪地裁判決（令和元年（ワ）第4467号 損害賠償等請求事件）より抜粋